

# 上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る 「有価証券上場規程」等の一部改正について

2020年2月5日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、2020年2月7日から施行します。

今回の改正は、上場子会社における独立した意思決定を確保し、少数株主の利益を保護するために、独立役員の独立性基準を見直すとともに、上場子会社を有する場合におけるグループ経営の考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策の開示の充実を図るものです。

あわせて、近年の、特設注意市場銘柄指定や改善報告書徴求などの措置の整備運用状況を踏まえ、一部指定又は上場市場変更等に係る取扱いを見直すなど、所要の制度整備を行います。

## II. 改正概要

### 1. 上場子会社のガバナンス向上等

#### (1) 独立役員の独立性基準の強化

独立役員の独立性に係る判断基準に、過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない旨を追加するものとします。

#### (2) グループ経営の考え方等の開示の充実

上場子会社を有する上場会社は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策などを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するものとします。

### 2. 一部指定、上場市場変更等に係る取扱いの見直し

#### (1) 申請書類に重大な虚偽があった場合の指定替え又は上場市場変更の実施

過去に一部指定又は上場市場変更の承認を受けた上場会社が、一部指定申請時又は上場市場変更申請時の申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合で、当該違反に起因して、特設注意市場銘柄に指定された場合又は改善報告書の提出を求める場合（一部指定基準又は株券上場審査基準に係る形式基準に適合していた場合を除きます。）は、宣誓書提出時点の所属部への指定替え又は上場市場変更を行います。

(備 考)

・適時開示ガイドブック  
第7章 企業行動規範  
の概要【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】1.(3)②独立性基準について

・有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4  
(1)、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9(1)a

・上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第4条、同取扱い2等

<p>(2) 虚偽記載又は不適正意見等に関する形式基準の共通化 市場第二部の上場会社が一部指定の申請を行う場合の虚偽記載又は不適正意見等がないことを求める期間について、セントレックスの上場会社が上場市場変更の申請を行う場合と共通化し、最近2事業年度とします。</p>	<p>・上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第8号等</p>
<p>(3) 過去の特設注意市場銘柄の指定又は改善報告書の提出の状況を踏まえた審査 当取引所は、最近5年間に特設注意市場銘柄の指定又は改善報告書の提出を受けた上場会社が、一部指定又は上場市場変更に係る申請を行った場合には、内部管理体制の有効性及び企業内容等の開示の適正性の審査に際し、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行う取扱いを明確化します。</p>	<p>・株券上場審査基準の取扱い8(1)、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い3(1)</p>
<p>3. その他</p>	
<p>(1) 株式併合に係る上場廃止基準の新設 上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合には上場廃止します。</p>	<p>・株券上場廃止基準第2条第1項第18号の3、同取扱い4(6)の3等</p>
<p>(2) その他所要の改正を行います。</p>	

### Ⅲ. 施行日

- ・2020年2月7日から施行します。
- ・1. (1)に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用します。
- ・1. (2)に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書から適用します。
- ・2. (1)に関しては、施行日以後に一部指定又は上場市場変更に係る承認を受けた会社から適用します。

以 上